

一次審査評価に関する検討について（案）

1. 技術提案について

（1）一次審査における提案テーマ及び評価の視点について

■ 提案テーマと評価の視点

提案テーマ	課題	評価の視点
<業務実施方針>	「世田谷区本庁舎等整備基本構想」及び世田谷区の現状を踏まえた本委託業務の実施方針を提案すること。 また、その実施方針を実現するための設計業務体制を提案すること。	技術者の配置や取り組み体制、業務の推進にあたり重点としていることなどについて、その的確性、創造性、実現性及び業務の理解度を評価
<提案テーマ1> これからの世田谷区に求められる庁舎像について	災害対策や環境性能などの求められる機能・規模、事業費の抑制、工期の短縮、現庁舎等の空間特質の継承などの基本構想の方針を踏まえ、提案者として、これからの世田谷区に求められる庁舎像について考え方を提案すること	基本構想に示す各方針に対する的確性、創造性があり、実現性も配慮された庁舎像が総合的に提案されているか評価する
<提案テーマ2> 世田谷区本庁舎等整備において特に重要と考える項目について	基本構想を踏まえ、提案者が特に重要と考える事項をあげその項目に対する建築計画上の考え方や取り入れるべき技術の考え方を提案すること	特に重要と考える事項の的確性、独創性と実現するための優れた建築計画の考え方、技術的な提案がされているか評価する
<提案テーマ3> 世田谷区本庁舎等整備の建築計画について	テーマ1及び2で示した考え方に基づき、基本構想に示す各機能別の面積を前提に行政機能、議会機能、区民機能、広場機能のそれぞれ相互の関係性ならびに敷地の周辺環境との調和に配慮した考え方を提案すること。 提案にあたっては、配置ゾーニング図により提案すること。 (単線で表示し、地上、地下の階数を示すことで規模が概ねわかるように表現すること)	テーマ1及びテーマ2を踏まえ、基本構想に示す各機能の独立性と相互の関係性のバランスに配慮した効率的な配置ゾーニングになっているか評価する

（2）評価の視点の公表について

課題テーマを更に細分化した「評価の視点」は、審査委員がどのような項目を重視して審査を行うかを示したものです。

「評価の視点」を公開（プロポーザル説明書、評価要領等で）するか、委員会での審査用内部資料（非開示）とするかの比較は以下となります。

公開した場合の利点	公開した場合の課題
<p>応募者が評価の視点を把握できるため、提案に注力する部分が明確となり、<u>評価の視点に関わる部分について優れた提案が期待できる</u></p> <p>審査委員会においても、各者の提案の視点が揃っており<u>比較しやすくなる</u>と考えられる。</p>	<p>評価の視点が明確になっているため、それ以外の部分に関わる提案が少なくなり、<u>独創的で自由な提案が阻害される可能性がある</u></p>

事務局としては、審査の公正性の観点により、「評価の視点」を公開することが望ましいと考えます。

2. 一次審査配点について

本プロポーザルで求められるのは、本整備を推進する資質を持った設計者であり、必要な資格を配置技術者に求めることで資格は評価しない場合でも、能力のある技術者は配置され则认为ます。(資料 5-1 より)

その上で、仮に資格と実績を評価する場合(配点案 1)、実績のみを評価する場合(配点案 2)を示しますが、上記の考え方から、事務局としては、実績のみを評価する(資格を評価しない)として配点案 2 が望ましいと考えます。

	配点案 1 ▶ 実施方針、技術提案を重視 ▶ 資格を評価する	配点案 2 ▶ 配点案 1 より更に技術提案面を重視 ▶ 資格を評価しない
業務実施方針(A4 1 枚)	20	20
一次技術提案(A3 2 枚)	60	60
提案テーマ 1	(20)	(20)
提案テーマ 2	(20)	(20)
提案テーマ 3	(20)	(20)
一次技術提案 小計	80	80
技術者資格	10	-
技術者実績	20	20
資格、実績 小計 (事務局による定量評価)	30	20
評価点合計	110	100

3. 一次審査において同点または、僅差となった場合について

評価点が同点や僅差の場合は、審査委員会においてどのように一次通過者を決定するかについて検討します。

A 案：5 位と 6 位、若しくは 7 位が同点の場合は投票とする。

B 案：5 位と 6 位、若しくは 7 位が同点・僅差等の場合は協議とする。

一次通過者は 5 者程度としていることから、投票で 5 者に絞ることは方針と異なるため、事務局としては、一次通過者数も含めて B 案：審査委員会での協議により決定することが望ましいと考えます。

以上